

時短要請協力金の支給対象について (7月31日 時短要請 熊本市全域・有明・山鹿・菊池・御船・宇城・八代保健所管内分)

1 認証店（申請中を含む）の方へ

○午後9時までの営業時間短縮要請にご協力ください。

※ただし、通常営業時間が午後8時をこえ、午後9時以内の方は、午後8時までの営業時間短縮をお願いします。

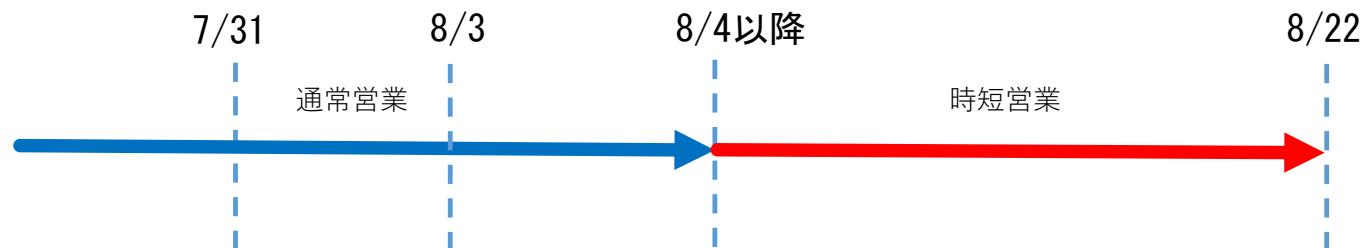
○要請に全面的に協力された場合は、協力金を支給します。

⇒すべての要請期間（遅くとも8月3日（火）から開始してください）において、営業時間を午後9時までに短縮する必要があります。

※ただし、通常営業時間が午後8時をこえ、午後9時以内の方は、すべての要請期間において、営業時間を午後8時までに短縮する必要があります。



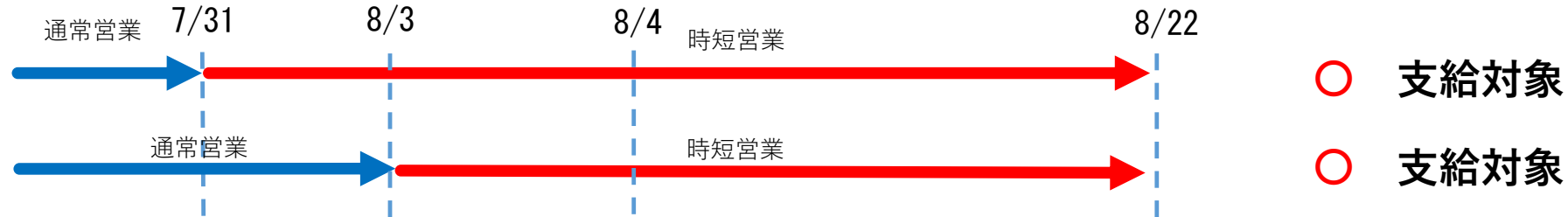
※支給が認められない例



時短要請協力金の支給対象について (7月31日 時短要請 熊本市全域・有明・山鹿・菊池・御船・宇城・八代保健所管内分)

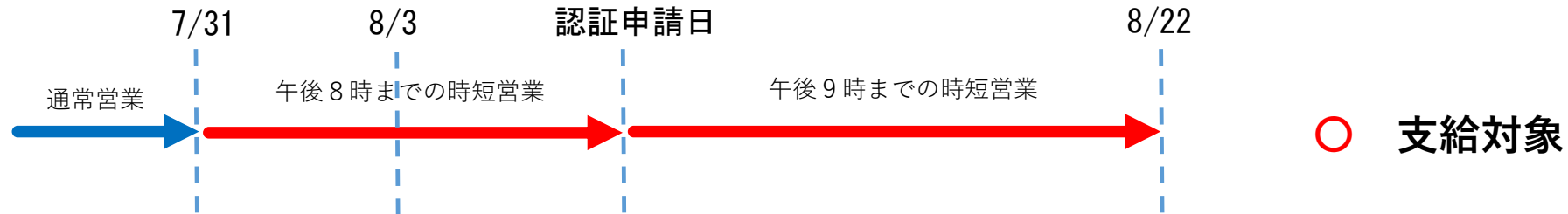
2 認証申請をされていない方へ

- **午後8時までの営業時間短縮要請**にご協力ください。
- 要請に**全面的に**協力された場合は、協力金を支給します。
⇒ **すべての要請期間** (遅くとも8月3日(火)から開始してください) において、営業時間を**午後8時まで**に短縮する必要があります。

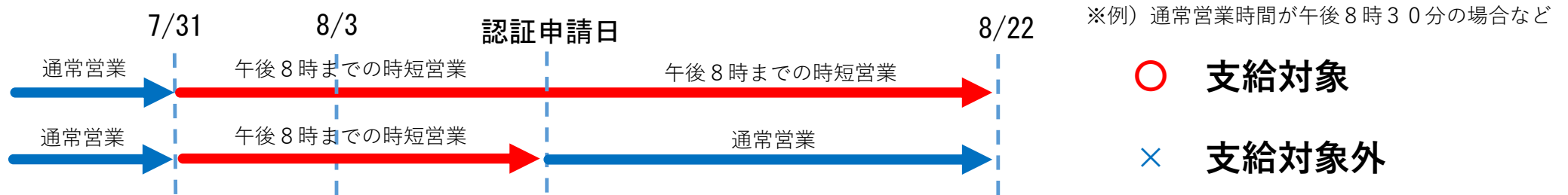


※これから認証申請をされる方へ

- ① 通常営業時間が午後9時をこえる方は、認証申請日以降、午後9時までの営業時間短縮をお願いします。



- ② 通常営業時間が午後8時をこえ、午後9時以内の方は、認証申請日以降、午後8時までの営業時間短縮をお願いします。

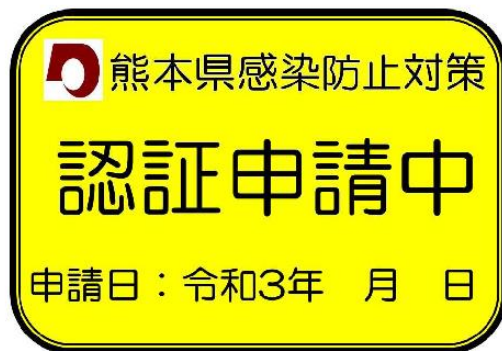


時短要請協力金の支給対象について

※認証申請中・これから認証申請をされる方へ

[お願い]

県ホームページから「熊本県感染防止対策認証申請中」の貼紙のデータをダウンロードし、申請日を必ずご記入の上、店頭に掲示してください。



当店は、現在、飲食店に係る熊本県感染防止対策認証制度の認証基準に沿って自己点検を行い、認証に向け申請中です。

当店は、安心して会食・飲食の場を提供していくため、利用されるお客様へ飲食時以外のマスク着用をお願いするなど、感染防止対策に向けた呼びかけをしております。

令和 年 月 日

店舗代表者署名： _____

貼紙